

各 位

田原市長 鈴木 克 幸

田原市公共工事前金払取扱の一部改正について（通知）

このことについて、下記により取扱いを一部改正しますので通知します。

記

1. 改正目的

前払金は資材の購入、下請け業者の確保など建設工事等の初期に必要な資金を手当てするために、契約金額の一部を支払うものである。厳しい経済情勢の中、建設業者が工事に必要な労働力や資材等を円滑に確保できるように、建設工事の前払金の取扱いを次のとおり改正する。

2. 適用時期

平成 25 年 7 月 1 日（前払金の適用内容は、入札公告に記載されます。）

3. 改正内容

【前金払の対象】

現行 契約金額 5 0 0 万円以上

↓

改正 契約金額 3 0 0 万円以上

【前金払の割合】

現行 請負金額 5 0 0 万円以上 1 億 5, 0 0 0 万円以下の場合は請負金額の 4 割、請負金額 1 億 5, 0 0 0 万円以上の場合は、請負金額 1 億 5, 0 0 0 万円に対して 4 割、請負金額 1 億 5, 0 0 0 万円を超える部分は 3 割の額

↓

改正 契約金額の 4 割以内